

大分県報

令和六年
号外（六六）
十月十一日

（金曜日）

目次

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……
衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる
日等……

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十八号

令和六年十月二十七日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和六年十月十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

令和六年十月十五日

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

令和六年十月二十七日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。

令和六年十月十一日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 被登録資格の決定の基準となる日

令和六年十月十四日。ただし、年齢要件については、同月二十七日とする。

二 登録を行う日

令和六年十月十四日

令和六年十月十一日

大分県報号外（選管委告示）